

令和4年度第1回 理事会議事録

1 日 時 令和4年7月5日(火) 午後1時30分

2 場 所 国保会館2階 第二会議室

3 出席者

理事長(読谷村長)	石 嶺 傳 實
副理事長(大宜味村長)	宮 城 功 光
副理事長(那覇市長)	城 間 幹 子
理事(本部町長)	平 良 武 康
理事(北中城村長)	比 嘉 孝 則
理事(与那原町長)	照 屋 勉
理事(南風原町長)	赤 嶺 正 之
常務理事(国保連合会)	座嘉比 光 雄
理事(金武町長)	仲 間 一 (書面出席)
理事(宜野湾市長)	松 川 正 則 (書面出席)
理事(宮古島市長)	座喜味 一 幸 (書面出席)
理事(医師国保組合)	安 里 哲 好 (書面出席)

事務局 高良事務局長、古堅事務局次長、大城事務局次長、
稲嶺総務課長、川満企画電算課長、植木保険者支援課長、
喜友名業務管理課長、比嘉介護福祉課長

4 議 題

(専決報告事項)

- 専決報告第 1号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出補正予算(第4回)について
- 専決報告第 2号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出補正予算(第2回)について
- 専決報告第 3号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(国民健康保険診療報酬支払勘定)歳入歳出補正予算(第1回)について
- 専決報告第 4号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第3回)について
- 専決報告第 5号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(支払勘定)歳入歳出補正予算(第1回)について

- 専決報告第 6号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算(第1回)について
- 専決報告第 7号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部改正について

(議決事項)

- 議案第 1号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業実績の認定について
- 議案第 2号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 3号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第10号 沖縄県国民健康保険団体連合会役員報酬及び費用弁償規程の一部改正について
- 議案第11号 沖縄県国民健康保険団体連合会専決規程の一部改正について
- 議案第12号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第1回)について
- 議案第13号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出補正予算(第1回)について
- 議案第14号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算(第1回)について
- 議案第15号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する決議について
- 議案第16号 沖縄県国民健康保険団体連合会表彰について
- 議案第17号 沖縄県国民健康保険団体連合会役員補充選任について
- 議案第18号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について

司 会
(奥原主幹)

みなさま、こんにちは。
本日の司会を務めます 総務課主幹の「奥原 葉子」です。
よろしくお願いいたします。

会議を始めます前に、配付資料を確認します。本日の資料は6点です。

- ① A4横の「令和4年度第1回 理事会議案書」
- ② A4縦の「資料1 令和4年度第1回 理事会提出議案説明資料」
- ③ A4縦の「資料2 手数料等に関する検討状況の説明概要」
- ④ A4縦の「資料3 情報提供」
- ⑤ A4横の「資料4 個人情報保護マネジメントシステムの運用について」
- ⑥ A4縦の「資料5 (参考) 令和3年度複式財務諸表」

以上でございます。よろしいでしょうか。

理事会開催に先立ち、新たに理事に就任された方をご紹介します。

中部地区推薦の「^{ひがたかのり}比嘉孝則 北中城村長」でございます。

もうお一方は、国保組合推薦の「^{あさとてつよし}安里哲好 沖縄県医師国保組合理事長」でございます。なお、安里理事は、本日は書面出席となっております。

また、那覇市の城間市長におかれましては、2時頃に到着予定となっております。

それでは、ただいまより、令和4年度第1回 理事会を開催します。

本日の出席状況は、理事出席が8名、書面出席が4名となっております。
よって、本会規約第33条に規定する出席者が過半数に達しておりますので、本理事会は成立しました。

なお、本日、理事会で審議していただきます議案は、去る6月24日に開催しました、沖縄県国保課長、各地区代表の国保担当課長及び後期高齢者医療広域連合事務局長などで構成する、「国保事業推進幹事会」で審議したうえ、ご提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、書面出席4名の理事から、すべての議案についてご承認いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、理事会の議長は、理事会運営規程第2条第2項の規定により、理事長が務めることとしております。

石嶺理事長よろしくお願いいたします。

議 長
(石嶺傳實
読谷村長)

はいさいぐすーよー、ちゅうがなびら。
それでは、これより令和4年度第1回 理事会を開会します。

議事に入ります前に、理事会運営規程第4条第2項の規定により、議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、本部町の ^{たいら}平良 ^{たけやす}武康 町長 と

北中城村 の ^{ひが}比嘉 ^{たかのり}孝則 村長 をお願いいたします。

本日の議案は、「専決報告事項7件」、「議決事項18件」となっています。

それでは、議事を進めてまいります。
はじめに、専決報告第1号から第7号を一括協議します。
事務局から説明してください。

喜友名
業務管理
課長

業務管理課長の「喜友名 均」です。よろしく申し上げます。
(説明資料を掲げながら)

これからの説明は、資料1「提出議案説明資料」により、ご説明します。
では、1頁をお開きください。

この説明資料は、議案名の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。

なお、説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。

それでは、専決報告第1号及び第2号についてですが、この補正は、「新型コロナウイルス感染症の公費負担医療」が見込みを上回ったための補正です。

その結果、国保では予算の総額に「1億5,540万円」増額し、
補正後の予算総額を「98億7,681万1千円」としました。
また、後期では、予算の総額に「4,728万8千円」増額し、
補正後の予算総額を「7億6,903万円」としました。

2頁をお開きください。

専決報告第3号は、国民健康保険診療報酬が当初見込みを上回ったための補正です。

その結果、予算の総額に「4億7,000万円」増額し、
補正後の予算総額を「1,186億9,442万8千円」としました。

植木
保険者支援
課長

保険者支援課長の「植木 覚」です。よろしくお願いします。
専決報告第4号は、
後期の第三者行為損害賠償求償金が当初見込みを上回ったための補正です。
その結果、予算の総額に「590万円」増額し、
補正後の予算総額を「6億6,841万3千円」としました。

次に、3頁をご覧ください。専決報告第5号は、
国保の特定健診等費用は当初見込みを上回り、後期高齢者の健診等費用は下回
ったための補正です。
その結果、予算の総額に「2,300万円」増額し、
補正後の予算総額を「9億5,949万3千円」としました。

比嘉
介護福祉
課長

介護福祉課長の「比嘉 孝夫」です。よろしくお願いします。

専決報告第6号は、県が実施する「福祉・介護職員処遇改善支援事業」の一部
を本会が受託するための補正です。
その結果、予算の総額に「15億46万8千円」増額し、
補正後の予算総額を「65億2,992万3千円」としました。

稲嶺
総務課長

総務課長の「稲嶺 安洋」です。よろしくお願いします。

次に、4頁をお開きください。
専決報告第7号は、期末手当基礎額に乗じる率を引き下げました。
なお、専決報告第1号から第7号は、業務執行上緊急を要したため、国民健康
保険法の規定及び本会規約並びに専決規程に基づき、専決処分としました。

以上、よろしくお願いします。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。
質問がありましたらよろしくお願いします。

議 長

それではお諮りします。
専決報告第1号から第7号を、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの7件は承認されました。
専決報告第1号から第6号は、総会報告事項となりますので、総会へ提出しま

議 長

す。

次は、議案第1号を議題とします。
事務局から説明してください。

古堅
事務局次長

事務局次長の「古堅一也」です。よろしくお願いします。

それでは、7頁の議案第1号をご覧ください。

「Ⅰ 一般状況」の1は、会員等の状況、2は、役員の状況です。

3は、事務局の機構及び職員の状況ですが、3課10係で職員が50名、専門員・相談員・臨時職員を合わせ170名が業務に従事しています。

また、4から7の審査委員会をそれぞれ設置運営しています。

稲嶺
総務課長

次に、8頁をお開きください。

「Ⅱ 事業実施状況」ですが、令和3年度の事業は、総会において議決された事業計画及び関係規定に基づき、適正な事業運営に努めました。

まず、「1 本会運営に関する事業」では、

(1)の総会、(2)の理事会、(3)の監事会を開催しました。

また、(4)の国保事業推進幹事会では、理事会に提案する議案等を各地区代表の国保課長などにご審議いただきました。

(5)独立監査人による決算・期中監査及び(6)職員による部内監査を実施しました。

「2 国保制度改善強化推進事業」では、国保制度の安定化を図るため、

(1)の「国保制度改善強化全国大会」が令和3年11月に開催され、医療保険制度の早期一本化を図ることなど11項目を決議し、(2)の国保制度改革のための陳情活動を展開しました。

次に、9頁をご覧ください。

「3 育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で、(1)の【市町村職員等を対象とした会議や研修会】をWeb開催しました。

10頁をお開きください。

(3)の【九州及び全国の会議・研修会はテレビ会議等へ変更または中止となりました。

植木
保険者支援
課長

11頁をご覧ください。

続いて、「4 国保広報共同事業」では、国保制度の趣旨を広く県民にPRするため、

(2)テレビ及びラジオ等による「3分間番組 がんじゅうタイム」や「国保税(料)納付促進」等のCMを放送しました。

植木
保険者支援
課長

続いて、13頁をお開きください。

「5 第三者行為求償事務処理事業」では、損害賠償求償事務を実施し、(1)の処理状況のとおり、「2億1,994万4千円」を損保会社等から収納しました。

「6 レセプト点検事務共同事業」では、コンピューターによるチェックや、医療事務の資格を持った職員による二次点検を実施し、

(3) 処理状況のとおり、過誤調整「110万点」、再審査「1,156万4千点」を減点しました。

14頁をお開きください。

次に、「7 保健事業に関する事業」では、市町村保健事業の支援及び保健師等の資質向上を目的とした各種事業を実施しました。

(1) 【特定健診等費用決済業務等の実施】では、年間「12万7千件」、
「9億5,696万6千円」の費用決済を行いました。

(2) の【国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施】では、
ア及びイの事業をとおして保健師等専門職の資質向上を図りました。

15頁をご覧ください。

(6) の【沖縄県保険者協議会との連携】では、各医療保険者と連携して、沖縄県民全体の健康保持増進を図るため、アから16頁のイまでの事業を実施しました。

大城
事務局次長

事務局次長の「大城 博之」です。よろしく申し上げます。

次に、17頁をお開きください。

「8 診療報酬等の審査事業等」では、毎月約72万5千件のレセプトの診療報酬を保険医療機関等へ支払うため、効率的かつ効果的な事業運営に努めました。

(1) の国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬審査の実施では、前年度に対し国保の診療報酬支払額は「105.46%」に増加し、
後期高齢者医療の診療報酬支払額は、「99.45%」に減少しています。

次に、(2) の療養費審査支払の実施では、①柔道整復療養費、②のあはき療養費とも前年度に対し増加しています。

喜友名
業務管理
課長

次に、18頁をお開きください。

「9 診療報酬等の支払事業等」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し県民に適切な保険給付を行うため、費用決済事務等を正確かつ迅速に実施しました。

(2) の出産育児一時金の支払業務及び(3) の風しんの追加的対策に係る費用決済業務では、件数、支払額とも前年度に対し減少しています。

(8) 新型コロナウイルスワクチン接種費用決済業務では、沖縄県と集合契約を結び、98万件、22億7,236万3千円を適切に処理しました。

川満
企画電算
課長

企画電算課長の「川満 達也」です。よろしくお願ひします。
次に、19頁をご覧ください。

「10 保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」では、保険者事務の合理化や経費節減を図るため、保険者に共通する事務を一元的に管理し(1)から(6)の事業を実施しました。

また、(7)資格喪失後受診レセプトの保険者間調整業務、いわゆる不当利得分の返還請求業務では、「1億7千530万円」を協会けんぽから国保へ取り戻しました。

「11 国保保険者標準事務処理事業」では、国保改革に伴う新たな保険者事務が効率的に実施されるよう(1)から(3)のシステム運用及び導入支援を行いました。

比嘉
介護福祉
課長

次に、20頁をお開きください。

「12 介護保険関係事業」では、審査支払業務を適正に実施するとともに、保険者における介護給付適正化対策の支援に努め、介護サービス苦情処理については、関係機関との連携・協力を図り的確に対処しました。

(1)介護保険審査支払業務及び(2)介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払業務の実施では、前年度に対し件数、支払額、ともに増加しています。

(8)介護保険広報共同事業の実施では、21頁の イ テレビ、ラジオを主体とした広報活動を展開しました。

また、新たにYouTube広告を導入するとともに、介護保険制度改正後の改訂版(DVD)を制作し配付しました。

「13 障害者総合支援法関係事業」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速的確に実施し、市町村業務の軽減を図りました。

(1)の障害介護給付費審査支払業務及び

(2)の障害児給付費審査支払業務では、件数及び支払確定額ともに前年度に対増加しています。

22頁をお開きください。

「14 新型コロナウイルス感染症対策関連事業」では、沖縄県より「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」の補助金受付と支払事務を受託し、291件、319万7千円を支払いました。

植木
保険者支援
課長

「15 母子保健健康診査費審査支払事業」では、市町村が実施する母子保健事業を支援するため、妊婦健康診査等の決済事務等を実施しました。

稲嶺
総務課長

次に、23頁をご覧ください。

「16 医療費助成事業」では、子育て支援や市町村が行う受給者への支払事務の簡素化を図るため、(1)から(4)のとおり支払事務を実施しました。

「17 県との連携事業」では、沖縄県全体の国民健康保険事業の充実強化を目的に(1)の再点検、及び

(2)の県内保険者の横断的な医療費分析を行い、情報の共有を図りました。

また(2)の②では、沖縄県が提供する介護予防、疾病予防及び健康づくり等をサポートするための無料スマートフォンアプリとして「オーロラ」を開発し、令和4年3月から運用を開始しました。

「18 国への財政支援要請」では、沖縄県その他、関係団体とともに、令和3年8月と11月に沖縄県の国民健康保険事業に対する国への財政支援要請行動に参加しました。

24頁をお開きください。

「19 国保総合システム更改に対する国の財政支援を求める協力要請」では、規制改革実施計画等を踏まえた国保総合システムの次期更改に当たり、全国の国保連合会が一体となり「54.37億円の国庫補助を獲得することができました。

次に、25頁をご覧ください。

本会の財産目録ですが、1と2は土地と建物の所有状況です。

3の預金は、一般会計のほか7つの特別会計の預金残高ですが、令和3年度末の決済用普通預金の残高は「1億1,724万9千円」となっています。

次に4の積立金は、財政積立金のほか8件の積立金等の保有状況ですが令和3年度末現在の保有総額は「19億1,801万6千円」となっています。

次に、26頁をお開きください。

この表は、本会が行っている事業の一覧表です。後ほどご覧ください。

以上が、令和3年度の事業実績です。よろしく申し上げます。

議 長

事務局から説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

座嘉比
常務理事

事務局に確認します。7頁の説明の中の事務局機構において、6課10係を3課と聞こえましたが、確認をお願いします。

高良
事務局長

ご指摘ありがとうございます。大変申し訳ございません。6課の間違いでございます。

議 長

6課10係とのことですが。

それではお諮りいたします。

議案第1号は、認定することにご異議ありませんか。

議 長

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されましたので、総会へ提出します。

次に、議案第2号から第9号までを、一括議題とします。

事務局の説明を求めます。

高良
事務局長

事務局長の「高良昌英」でございます。よろしくお願いいたします。

28頁、29頁をお開きください。

議案第2号から第9号は、令和3年度における本会各会計の決算報告となりますが、その前に、一般会計のほか7つの特別会計の歳入歳出決算総括表等により全体概要をご説明します。

29頁の右下をご覧ください。

全会計の

歳入総額は、「4,314億1,711万7千円」で

歳出総額が、「4,312億9,986万7千円」となり

差引残額が、「1億1,724万9千円」となっています。

次に、30頁をお開きください。

1は、診療報酬、特定健診、介護給付費及び障害介護給付費の支払勘定の再掲ですが、本会決算額の「98.95%」を占めています。

2は、事業費関係の中で支払勘定要素の決算額の再掲ですが、本会決算額の「0.45%」を占めています。

続いて、3は実質の事務・管理費の再掲ですが、本会決算額の「0.60%」となっています。

以上が、令和3年度 歳入歳出決算状況の全体概要です。

続いて、各会計の決算状況の説明は、担当次長・課長からご説明いたします。

稲嶺
総務課長

次に、31頁をご覧ください。

ここからの決算の説明は、歳入歳出の主な増減を説明します。

まず、議案第2号についてですが、

歳入3款 県支出金の減は、沖縄県から委託を受けた国保ヘルスアップ支援事業の経費低減等により委託金が減少したためです。

5款 繰入金の減は、経費等の削減等により歳出に見合った額に減額したためです。

次に、歳出2款 総務費の不用額は、職員等の張り付け会計の変更等によるも

のです。

3款 事業費の不用額は、歳入3款と同様な理由によるものです。

その結果、一般会計の決算額は

歳入が、 「5億3,605万7千円」で

歳出が、 「4億8,615万円」となり

差引残額は、 「4,990万6千円」で、翌年度繰越となります。

大城
事務局次長

次に、32頁をお開きください。

議案第3号についてですが、歳入2款 負担金の減は、市町村事務処理標準システム導入を予定していた1市の辞退及び入札結果によるものです。

6款 第三者行為損害賠償求償金受入金の減は、年度途中に収納額が当初予算を超過したことから、多めに増額補正したためです。

10款 諸収入の減は、保険者間調整療養費受入金が当初見込より下回ったためです。

次に、33頁をご覧ください。

歳出1款 総務費の不用額は、新型コロナワクチン事務経費等が見込みを下回ったことによるものです。

5款 事業費の不用額は、共同利用型市町村事務処理標準システム導入を予定していた1市が直前になって辞退したためです。

7款 諸支出金の不用額は、歳入10款と同様の理由によるものです。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、 「15億2,464万6千円」で

歳出が、 「14億9,033万2千円」となり

差引残額は、 「3,431万3千円」で、翌年度繰越となります。

喜友名
業務管理
課長

次に、34頁をお開きください。

国保診療報酬支払勘定の決算額は、

歳入が、 「1,183億582万7千円」で

歳出が、 「1,182億9,728万3千円」となり

差引残額は、 「854万4千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、

歳入が、 「89億1,137万6千円」で

歳出が、 「89億 203万9千円」となり

差引残額は、 「933万7千円」で、翌年度繰越となります。

次に、35頁をご覧ください。

出産育児一時金等に関する支払勘定の決算額は、

歳入歳出ともに「8億6,149万4千円」で、差引残額はありません。

大城
事務局次長

次に、36頁をお開きください。
議案第4号についてですが、歳入
1款 手数料の減は、レセプト取扱件数が減少したためです。
4款 繰入金の減は、システム機器等の入札結果により、繰入れを行わなかつたためです。
続いて、歳出1款 総務費の不用額は、事務経費の低減等によるものです。
4款 事業費の不用額は、各事業の事務経費の低減等によるものです。
その結果、業務勘定の決算額は、
歳入が、 「6億4,101万円」で
歳出が、 「6億3,822万円」となり
差引残額は、 「278万9千円」で、翌年度繰越となります。

大城
事務局次長

喜友名
業務管理
課長

次に、37頁をご覧ください。
後期高齢者医療診療報酬支払勘定の決算額は、
歳入歳出ともに「1,331億4,209万3千円」で、差引残額はありません。
続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、
歳入が、 「7億2,768万3千円」で
歳出が、 「7億2,768万1千円」となり
差引残額は、 「1千円」で、翌年度繰越となります。

植木
保険者支援
課長

次に、38頁をお開きください。
議案第5号についてですが、
歳入4款 県支出金の減は、受託事業が新型コロナ等で変更になったことなどによるものです。
6款 繰入金の減は、事務経費の低減に伴い、繰入れを行わなかったためです。
8款 諸収入の増は、後期広域連合及び県高齢者福祉介護課からの事業受託によるものです。
続いて、
歳出1款 総務費の不用額は、歳入4款と同様の理由によるものです。
その結果、決算額は、
歳入が、 「1億2,773万2千円」で
歳出が、 「1億2,560万円」となり
差引残額は、 「213万2千円」で、翌年度繰越となります。
次に、39頁をご覧ください。
特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定の決算額は、
歳入歳出ともに「9億5,696万6千円」で、差引残額はありません。

比嘉
介護福祉
課長

次に、40頁をお開きください。

議案第6号についてですが、

歳入5款 主治医意見書料受入金の減は、取扱件数が減少したためです。

8款 繰入金の減は、積立資産の取り崩し額を減額したためです。

続いて歳出1款 総務費の不用額は、事務経費等の低減等によるものです。

5款 主治医意見書料支出金の不用額は、歳入5款と同様の理由です。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、 「3億807万9千円」で

歳出が、 「3億662万8千円」となり

差引残額は、 「145万円」で、翌年度繰越となります。

次に、41頁をご覧ください。

介護給付費支払勘定の決算額は、

歳入が、 「1,056億6,859万1千円」で

歳出が、 「1,056億6,851万5千円」となり

差引残額は、 「7万5千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定の決算額は、

歳入が、 「20億9,270万1千円」で

歳出が、 「20億9,266万3千円」となり

差引残額は、 「3万8千円」で、翌年度繰越となります。

次に、42頁をお開きください。

議案第7号についてですが、歳入1款 手数料の減は、取扱件数が見込みを下回ったためです。

続いて、歳出1款 総務費の不用額は、貼り付け職員の変更及び育児休暇職員が出たこと等によるものです。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、 「1億1,155万7千円」で

歳出が、 「1億669万3千円」となり

差引残額は、 「486万3千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、障害介護給付費支払勘定の決算額は、

歳入歳出ともに「561億982万1千円」で、差引残額はありません。

植木
保険者支援
課長

次に、43頁をご覧ください。

議案第8号についてですが、

歳入1款 健康診査費受入金の減は、健診費用が当初見込みを下回ったためです。

歳出1款 健康診査費支出金の不用額は、歳入1款と同様の理由です。

その結果、決算額は、

歳入が、 「13億8,154万8千円」で

歳出が、 「13億7,950万円」となり

差引残額は、 「204万8千円」で、翌年度繰越となります。

稲嶺
総務課長

次に、44頁をお開きください。
議案第9号についてですが、
歳出3款 諸支出金の不用額は、福利厚生費給付金が当初見込みを下回ったため
です。

その結果、決算額は、

歳入が、 「992万9千円」で

歳出が、 「818万2千円」となり

差引残額は、 「174万7千円」で、翌年度繰越となります。

高良
事務局長

以上が、令和3年度の各会計の決算でございます。

これらの各会計の決算につきましては、45頁をご覧ください。去る6月28日
に「歳入歳出決算の監査」を、46頁をお開きください。6月13から15日に
かけて「独立監査人による決算監査」を受けたことをご報告いたします。

なお、只今ご説明しました、議案第3号から議案第7号の特別会計業務勘定から発生した決算剰余金につきましては、法人税の課税対象となりますが、国税庁
通知に基づく計算を行った後に、黒字判定ならば令和4年度の手数料と相殺して
市町村、あるいは後期広域連合へ清算を行います。しかし、赤字判定ならば各会
計の積立金に積立てるなど、事業経費に充当いたします。

ここで、配布しています「資料5」をご覧ください。

これは、複式簿記による令和3年度決算の財務諸表で、収支計算書、貸借対照
表、正味財産増減計算書となります。これらは、国からの通知に基づき作成した
もので、単に現金のやり取りだけではなく、資産と現金の関係や、取引を借方、
貸方といった取引の原因と結果についても記載したもので、本会の財務状況を確
認できる諸表となります。

今回は、参考として添付するもので、説明は省略します。後ほどご覧ください。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

議 長

それではお諮りいたします。
議案第2号から第9号まで、認定することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの8件は認定されましたので、総会へ提出します。

議 長

次に、議案第10号と第11号を、一括議題とします。
事務局から説明してください。

稲嶺
総務課長

それでは、47頁をご覧ください。

議案第10号についてですが、この改正は、税理士等からの助言により、役員報酬支給日の明確化と、口座振込による支給とするための改正です。

次に、48頁をお開きください。

議案第11号についてですが、この改正は、業務処理の効率化及び迅速化を図るため課長の専決事項を追加するための改正です。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

座嘉比
常務理事

議案10号についての補足説明です。

今まで各理事への報酬については現金支給でした。

私としては、現金のほうがいいと思っていましたが、税理士あるいは公認会計士より口座振込にするよう要請がありましたので、次回より口座振込いたします。ご理解のほうよろしく申し上げます。

議 長

お諮りします。
議案第10号と第11号は理事会議決事項となっています。
原案どおり可決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの2件は可決されました。
次に、議案第12号から第14号を議題とします。
事務局から説明してください。

川満
企画電算
課長

49頁をご覧ください。

議案第12号についてですが、

一つ目に、国保総合システム端末を更改するための補正、

二つ目に、払込請求書システムの機能改善及び来年のインボイス制度に対応するための補正、

三つ目に、国保共同クラウドに参加する市町村の利便性を向上するために外付けシステムを開発するための補正、

四つ目に、超過交付となった過年度分国庫補助金を返還するための補正です。

川満 企画電算 課長	その結果、予算の総額に 「229万1千円」増額し、補正後の予算総額を 「15億1,435万8千円」とするものです。
喜友名 業務管理 課長	議案第13号についてですが、 過誤調整により超過交付となった指定公費分の国庫補助金を返還するための補 正です。 その結果、予算の総額に 「40万5千円」増額し、補正後の予算総額を 「55億8,230万6千円」とするものです。
植木 保険者支援 課長	次に、50頁をお開きください。 議案第14号についてですが、本会が管理しているネットワーク上で医師会が 展開している「おきなわ津梁ネットワーク」の機器更改に伴う補正です。 その結果、予算の総額に 「205万7千円」増額し、補正後の予算総額を 「1億4,495万4千円」とするものです。
議 長	以上、よろしく申し上げます。 只今、事務局から説明が終わりました。 質疑がありましたら、よろしく申し上げます。
議 長	それではお諮りいたします。 議案第12号から議案第14号を承認することに、ご異議ありませんか。
議 長	＜ 異議なしの声 ＞
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、ただいまの3件は承認されましたので、総会へ提出します。
議 長	次に、議案第15号を議題とします。 事務局から説明してください。
古堅 事務局次長	それでは、51頁をご覧ください。 議案第15号については、国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援 について、別紙のとおり総会に提案し採択を求めるためのものです。 下の【説明】をご覧ください。

古堅
事務局次長

- ①国保総合システムの次期更改に際し、国の意向を踏まえて実施する改修費用については、保険者や被保険者に負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を求めます。
- ②本決議案がこの理事会で承認された後は、理事会提出議題として総会へ採択を求め、採択後に本県選出国會議員へ要請活動を行います。
- ③なお、県内地方6団体に対しては、「中央組織による国への意見・要望」の中に取り入れていただくように、すでに理事長の了解を得て協力依頼を終えていることをご報告いたします。
- ④また、国保中央会では6月29日の総会で同様の決議がなされ、7月中に厚生労働大臣等へ要請活動行う予定となっていることを併せてご報告いたします。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

座嘉比
常務理事

この決議の補足説明をいたします。
この国保総合システムというのは国保中央会が作ったシステムで、令和6年4月に機器更改を予定しております。今まで全国の国保連合会においては、機器更改のために積み立てをしておりましたが、国のほうから支払基金と国保連合会のシステムを統一しなさい、審査基準の統一化に向けたシステムにしなさい、クラウド化にしなさいと要望がありまして、国保中央会が予定していた開発費より膨大な金額となりました。国保中央会が試算した結果、今まで全国の連合会が積み立てていた金額よりも、当初は150億円不足するという試算になっていまして、昨年度、国へ要請をして、令和4年度に54億円が補助金として中央会へ降りております。また、中央会が再度試算した結果、不足額は100億円程度であるとのことですので、令和5年度においても50数億円程度が不足するということです。この50数億円の負担を市町村、保険者へ求めるのではなくて、これは国の指示により開発費用が増大した訳ですから、当然開発費用の不足分については国が責任をもって補助すべきだということで、国保中央会、国保連合会、そして各地方の6団体からも国に対して要請をしていくという手法をとるものになっております。

この決議については、各連合会においては各地方6団体と調整は終わっておりまして、各地方選出の国會議員に要請するための決議となっております。各首長皆様方と協力してやっていかなければならないものとなっております。

以上、補足説明です。

議長

それではお諮りいたします。
議案第15号を可決することに、ご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号は可決されましたので、総会へ提出します。

議長

次に、議案第16号を議題とします。
事務局から説明してください。

稲嶺
総務課長

それでは、52頁をお開きください。

議案第16号については、国民健康保険事業、介護保険事業関係業務並びに国保連合会の事業振興の発展向上に尽力され、その功績が顕著な方を本会表彰規程に基づき表彰するための提案です。

本年度の被表彰者ですが、

1の国民健康保険診療報酬審査委員では、診療報酬審査委員会委員として10年以上にわたり審査業務に精励^{せいれい}され、国保事業の充実発展のため尽力いただきました、5名の先生方です。

うえはら ひろゆき ひ が よしお や ぎ もりひで
「上原 弘行」先生、「比嘉 良夫」先生、「屋宜 盛秀」先生、

あさと よしひで なかむら よしみ
「安里 義秀」先生、「仲村 佳巳」先生

53頁をご覧ください。

次に2の市町村等職員では、宜野湾市及び浦添市において、国民健康保険の職務に15年以上にわたり精励され、国民健康保険事業の充実発展に尽力いただきました、7名の方です。

ご や ともゆき かわかみ ゆ み こ ふてんま ゆうき
「呉屋 智之」氏、「川上 裕見子」氏、「普天間 勇樹」氏、

い は ともこ しんじょう さやか ちばな みわ
「伊波 友子」氏、「新城 さやか」氏、「知花 美和」氏、

や か ぶ なおこ
「屋嘉部 直子」氏

次に3の本会職員からは、在職20年を超えました、1名の職員です。

きしもと ななえ
「岸本 奈々枝」業務管理課 主幹

以上、13名の方々の表彰となります。よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
本件は、規程に基づく表彰でありますので、そのまま承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は承認されました。

次は、議案第17号を議題とします。
事務局から説明してください。

稲嶺
総務課長

それでは、54頁をお開きください。
議案第17号についてご説明します。

本会理事の定数は14名ですが、現在、南部市町村会推薦理事及び八重山市町会推薦理事それぞれ1名の欠員が生じておりますので、役員選任規則第2条及び第3条に基づき、各推薦団体に推薦を依頼したところ、

南部市町村会から こじゃ けいしゅん 古謝 景春 南城市長、

八重山市町会から、まえどまり まさと 前泊 正人 竹富町長

の推薦がございましたので、総会において補充選任していただくための提案でございます。

なお、本会副理事長3名のうち、八重山地区を代表する理事が就任することとなっている1名が欠員となっております。副理事長の選任については、本会（規約第21条第1項の）規定に基づき、理事が互選することとなっておりますので、7月15日の総会後に、書面理事会を開催して互選する運びとなっております。

以上、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま事務局の説明が、終わりました。
本件は、推薦団体の推薦に基づくものでありますので、そのまま採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議 長

それでは、お諮りいたします。
議案第17号について、同意することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は同意されましたので、総会へ提出します。
次に、議案第18号を議題とします。
事務局から説明してください。

稲嶺
総務課長

それでは、55頁をご覧ください。
議案第18号につきましては、本年度の第1回通常総会を7月15日（金曜日）の午後3時40分から自治会館において開催する予定です。
今回提出する議案は、「専決報告事項6件」、「議決事項14件」です。
なお、当日は他の団体の総会等も予定されていますが、日程については56頁の表のとおりです。
以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
本件は、総会の開催日程でありますので、質疑を省略して、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は承認されました。
なお、7月15日は私が公務で県外出張のために総会に出席できないため、副理事長の宮城（大宜味）村長に代理をお願いします。
宮城村長、よろしくをお願いします。

議 長

これで、理事会の議案審議は終了します。
続いて、「その他の協議事項等」に移ります。
事務局から説明してください。

高良
事務局長

それでは、資料2「手数料に関わる検討状況の説明概要」をご覧ください。
令和3年度総会、理事会等において「令和4年度の予算の収支は基金取崩し繰入金等で収支の均衡を図りますが、令和5年度予算編成に際しては、手数料の改正を保険者に丁寧に説明して理解を得て参りたい」と、ご説明申しあげて参りました。
そのため、まずは現在の状況を含め、検討中の状況を以下のとおりご説明させていただきます。
ローマ数字のⅠ「国民健康保険中央会に支払う新たな負担金」でございますが、1の次期国保総合システム開発負担金は令和5年度まで現在保有している積立金の取り崩しで対応可能でございますが、2と3の令和6年・令和7年の保守運用負担金、あるいは令和8年度以降も保守運用負担金は払い続ける必要があるため、毎年約1.25億円以上を捻出しなければならない状況でございます。
次にローマ数字Ⅱの「国民健康保険中央会に支払っている負担金の増」では、1の保健事業等保険者支援負担金（KDB以外分）はすでに令和4年度から一人当たり1円28銭引き上げされており、令和4年度は国保連の事業負担金の中から国保中央会に支払っていますが、令和5年度以降については新たな保険者負担金、あるいは現行の保険者負担金の引き上げ等を検討中でございます。

高良
事務局長

2の介護保険関係負担金については、令和3年度からシステムが東京に一拠点化されたことから、各都道府県の保守運用経費は軽減されましたが、国保中央会へ支払う負担金は増加される見込みです。担当課では引き上げ分の4円96銭をそのまま審査支払手数料へ転嫁するのではなく、他の経費の節減を含めて手数料の引き上げ幅の縮小を検討中でございます。

次にローマ数字Ⅲの「本会の既存の手数料・負担金の見直し」でございますが、1の国保情報DB共同利用型、国保事業報告支援システム保守経費負担方法の見直しでは、平成24年以前は各市町村及び県国保課で経費を負担していたのですが、連合会が運用した方が良いという要望を受けて、経費も連合会が捻出するようになりました。しかし、現在のように財政収支が厳しい状況では、市町村及び県国保課にご負担いただきたいとお願いする次第です。

次に2の審査支払手数料及び共同電算手数料の見直しですが、ご存じのように国保の被保険者の減少に伴ってレセプト件数も減少しており、ひいては手数料収入も国保は毎年約800万円減少している状況です。その中で、国保・後期のレセプト管理システム約1.8億円、及び保険者ネットワーク管理料約0.3億円の固定費は維持し続けなければならない状況のため、件数の多寡に影響される単価方式から切り離し、負担金方式による徴収にしたいとお願いする次第です。

なお、負担金方式に切り離した分は、審査支払手数料等の単価は、その分、引き下げることもセットで検討している状況でございます。

最後に3の母子保健事業関係手数料の見直しでは、国の社会保険適用拡大などにより人件費が増加している事、そのた一般管理費が増加しているため、現在の手数料単価では約520万円の収入不足となっています。そのための単価引き上げを、今後、経費を精査して保険者をお願いして参ります。

以上が、令和5年度以降の「手数料等に関わる検討状況の説明概要」でございます。

この件は、6月24日に行われた国保事業推進幹事会においても同様の説明を行い、各地区代表の国保担当課長の皆様からも「一定の理解」をお示しいただくとともに「新たな負担金増になる場合は、それぞれの財政当局とも調整が必要なため、7月初旬には周知して欲しい」という意見もございましたので、本日の理事会の協議を経た後に、全市町村へ現在の状況等を丁寧に説明・周知して参りたいと存じます。なにとぞ、ご理解の程よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

議 長

質疑がないので、「手数料等に関わる検討状況の説明概要」については、保険者、後期広域連合、介護保険広域連合などへ周知をすることで同意してよいでしょうか。

南風原町
赤嶺町長

6月24日の会議に説明をしましたということですが、担当者から内容が上がってきておりませんので、我々に専門的な数字を見せられましてもそうですかといかないですので、少し時間を頂いて、職員から説明がないと検討ができない状況です。

那覇市
城間市長

私もそのように思いましたが、加えて6月24日の会議において、確認とはただ説明しただけなのか、課長たちから質問等が出たのか、その状況をこの場で教えていただけたらと思います。

座嘉比
常務理事

赤嶺理事、城間理事がおっしゃることはごもっともだと思います。6月24日の会議は、各地区に地区協議会というものがございまして、その代表者が集まって開催する国保事業推進幹事会というものでございます。そこで、事務局長のほうから来年度の手数料の改定の考え方をご説明しまして、その時の理解としては、改定もやむを得ないのかなというような感じでした。我々としては、あくまで代表に説明したというものであって、これから丁寧に全市町村に説明をしていくと説明しました。どのような場で説明するのかというと、これから県の国保担当課長を集めた会議があるので、その際に10分程度時間を頂きまして、この説明をしていく予定です。あくまで、こちらの一方的なお願いになっていく訳でして、金額的なものは、各地区の国保推進協議会で議論をしていきたいと思っております。町村においては、予算計上の時期が10月から11月頃、また、那覇市など大きな市は7月もしくは8月頃と聞いておりますので、7月頃には粗い金額を、10月頃には各市町村の担当課長と協議した細かい金額を提示していきたいと考えております。ただ、私たちが計画でして、中央会から金額が出ていないものもありまして、それによっては若干変わってきます。ですので、今日は、このように連合会は手数料や負担金の金額の改定を検討しているということをご理解いただき、細かいことにつきましては、担当課長と十分に協議して、担当課長には上司、部長、首長と十分に調整をしていただくようお願いし、十分に時間をかけてやる予定ですのでご理解をお願いします。

南風原町
赤嶺町長

今日のこの概要説明は、状況の説明ということで、各理事の皆さんご承知おきくださいということによろしいですか。

座嘉比
常務理事

はい、本日、出席していない理事の皆様にも改めて説明に伺おうと考えております。担当課長へ納得できる説明をしていく予定です。

議 長

はい、それでは各市町村に十分な説明をお願いしたいと思います。

議 長

次に、座嘉比常務から情報提供があります。座嘉比常務、説明してください。

議 長

次に、座嘉比常務から情報提供があります。座嘉比常務、説明してください。

座嘉比
常務理事

お配りしました資料3を見ながら説明いたします。昨年7月8日に開催しました「令和3年度 第1回理事会」におきまして、本会（国保会館）の建て替えについては、「基本構想」等の策定作業を外部へ委託することについて、ご承認いただいていたところではありますが、実は、再度の新型コロナの感染拡大等があったことから、建築関係のコンサル業者2社と金融機関とのヒヤリングを行いました。本格的な「基本構想」の策定作業は着手しておりません。

本日は、建替えに向けた進捗状況と本県の市町村国保に対する財政支援要請について、情報提供いたします。

項番1の「本会（国保会館）の建て替えについて」は、本格的な協議を開始する前に記載されている①の「取得した土地の処分（転売）はできるのか？」と②の「建築資金の積立計画はどうするのか？」の「二つの課題」がありました。

本日は、その「二つの課題」について報告します。

1つ目の①の課題についてですが、本会としては、現有地への建て替えだけではなく、条件によっては現有地を処分し、その利益を活用した移転による新築も含め、あらゆる手法で検討する予定でありましたが、沖縄県から、今年2月に本件土地は、会館建替えのために譲渡したものであり「本件土地を処分することはできないのでは？」との申し出がありました。

本会としては、これまでの沖縄県との交渉において、本件土地に関しては、本会が取得した以降において転売等の何ら制限が無いことを確認し購入していること。また、売買契約書においても制限等の特約条項がないことから、県の申し出はおかしいと主張し、確認するよう依頼しました。

そこで、沖縄県が顧問弁護士に確認したところ、売買契約書の内容等からして「国保連合会が購入した土地について、国保連合会が処分（転売）することについて」は※に記載してあるように「処分（転売）等の制限について、沖縄県には権限がない」ことを、今年4月に沖縄県から連絡があり確認できましたので、本会の会館建替えの手法の一つに、現有地の処分（転売）による利益を活用した計画を含めて検討することが可能となりましたので報告します。

次に②の「建築資金の積立計画はどうするのか？」についてです。

本会は公法人でありながらも、市町村等からいただく手数料の収入に対しては、利益があれば法人税の課税対象となり、「建築資金の積立」においては、法人税との関係で積立計画が難しい団体となります。

しかし、一般の法人と異なり、公法人としての特例で、国税庁と厚労省の協議により税務署に提出する「実費弁償方式判定のための収入・支出明細書」の判定により、課税の有無は判定される仕組みとなっております。

そこで、本会の会館建替えに向けた資金積立について、那覇税務署と協議しましたが明確な回答を得ることができなかったことから、国保連合会の取り纏め機関である「国保中央会」に国税庁への確認を依頼しました。

座嘉比
常務理事

※に記載してあるように、国保中央会が「国税庁法人課税課」へ確認したところ、本会の収益事業である特別会計から「建築資金」として一般会計へ繰り出すことは、「明確な積立目的や積立額等の根拠等を整備すれば、課税対象とならない費用として計上可能」との返事を得ております。

そこで、本会としては、今後、基本構想策定に向けた協議を本格的に開始すると共に、建築資金の積立に向けた財政計画を着手し、今年度から資金積立が可能となるよう、明確な積立目的や積立額等の根拠等を整備するため、来年2月開催予定の「令和4年度第2回通常総会」の議案として、提案する方向で進めてまいります。

なお、建築計画においては不動産の有効活用や民間資金の活用などで、保険者である市町村の皆さまに負担をかけないような計画で進めてまいりたいと考えておりますが、「基本構想の策定委員」には、理事の中から何名かは委員への就任をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に項番2の「県内の市町村国保に対する財政支援要請について」情報提供いたします。

ご存じのように、県内の市町村国保の財政状況は平成20年度に創設された「前期高齢者財政調整制度」以降において、大幅に悪化し、平成26年度から、沖縄県と国保連合会を中心に、県内の関係団体で毎年要請してまいりました。

県内市町村国保の財政状況が最も悪化していた、平成26年度は、市町村国保全体で、国保税の調定額が300億円程度しかない中において、単年度の実質的な赤字額は「約120億円」もありましたが、本県からの要請や国保制度改善などにより、大幅に赤字額は改善しております。

しかし、ここに記載してあるように、国が公表した「令和2年度の市町村国保の財政状況」によりますと、全国は「約2,054億円」の黒字となっておりますが、本県については「約20億円」の赤字となっております。また、沖縄県の試算では今後も厳しい状況が続くと予測していることから、先月6月27日に沖縄県と調整した結果、沖縄県知事の来年度の国庫要請等に併せ、今年度においても8月の第1週目(8月2日・3日予定)に、国保財政についても、財政支援要請を行う予定で進めておりますので情報提供します。なお、要請対応者と要請先は記載のとおり、今回も前回と同様に理事長と副理事長へ対応をお願いしたいと考えております。詳しくは、沖縄県の日程が確定したうえで、理事長と調整し、理事の皆様へ報告します。

以上、情報提供いたします。

議長

座嘉比常務から「情報提供」の説明が終わりました。
情報提供ではありますが、何か、質問がありましたらよろしく願いします。

南風原町
赤嶺町長

1 番の①の土地の処分、転売について、当初から転売の計画はありましたか。

座嘉比
常務理事

当初は、この土地に建て替えということで土地を購入しております。購入後に、色々な情報等がありまして、この辺りであれば、金額が高く売却できるという話がありまして、売却し、この利益で他の土地の費用と建物の費用の一部の資金造成としたいと考えております。

南風原町
赤嶺町長

仮に転売した場合の売買益が②に係ってくる訳ですか。①と②は関係がありますか。

座嘉比
常務理事

①と②は、関係はありません。②については、国保連合会の5会計の特別会計について黒字となった場合は市町村へ返すか、法人税を納めるかどちらかになりますが、国税庁法人課税課に確認したところ、この黒字の部分を建築資金として積立すれば課税されないということです。転売に対する利益は課税となります。

ただ、現在、全国の連合会において、同じ診療報酬審査支払業務を行っている支払基金は非課税団体、連合会は課税団体となっているため、連合会も非課税団体とするよう国へ要請を続けていく予定です。

那覇市
城間市長

転売処分して移転するとの話がありましたが、その移転先のあてはありますか。

座嘉比
常務理事

建築関係のコンサルとの話で、ここはどうかという話はありませんが、私たちが決定することはできませんので、理事の皆様と相談して決めたいと考えております。

北中城村
比嘉村長

転売によって、収益が上がるとは思われますが、機能を選ぶのか、交通の利便性を選ぶのか、選択肢にあがっていると思いますが、PFI なども検討はしていますか。

座嘉比
常務理事

建築コンサルから、民間資金の活用という方法もあるという話は聞いております。これから本格的な協議をしていく中で、連合会独自で建てるのか、連合会が建物を作り不動産収入を得られるものを作るのか、あるいは、後期高齢者医療広域連合の建物が古くなっているのも、後期広域連合の事務方としては、連合会が建て替えをするのであれば同じ建物に入ったほうが効率的なのではないかという話がありまして、このようなことを総合的に踏まえて検討していきたいと考えております。

北中城村
比嘉村長

移転することによって、施設の機能が高くなる一方、交通の利便が悪くなるということも考えられますので、こういったことを皆で議論すべきかと思います。

座嘉比
常務理事

はい、そのような形で進めてまいります。

議 長

今のようにいろいろな意見を出していただきたいと思います。
複合施設にすれば、家賃収入などもありますので、そのようなことも含め検討していただければと思います。

次に、「個人情報保護マネジメントシステムの運用」について、報告してください。

川満
企画電算
課長

それでは、お配りしております「資料4 個人情報保護マネジメントシステムの運用について」をご覧ください。

本会では、平成28年度からプライバシーマーク認証を受け、個人情報の保護活動を実践しており、1頁をご覧ください、図①の個人情報の中でも「用配慮個人情報」とされる病歴情報を沢山扱っております。

2頁の下の黄色い枠をご覧ください。

そのため、理事の皆様を含む本会全ての役職員が個人情報の重要性を理解し、マニュアル通り個人情報を取り扱うとともにその取り組みも継続的に改善していく必要がございます。

3頁をご覧ください。ご覧のように理事長をトップマネジメントとして掲げ、4頁をご覧ください、左の図のように、適時適切にPDCAサイクルにのっとり内部点検と外部監査を実施した結果、33件の指摘事項がありましたが、33件すべて改善しております。

その結果、右側の図のとおり、令和3年度も検査に合格し、プライバシーマークの更新登録証をいただいております。

以上でございます。

議 長

只今の報告は、本会の「個人情報保護マネジメントシステムの運用について」でしたが、確認したい事などがありましたら、よろしく願います。

よろしいでしょうか。

以上で、本理事会の審議事項はすべて終了いたしました。

進行にご協力いただき有難うございました。

では、進行を司会にお返しします。

司 会

石嶺理事長、ありがとうございました。
以上をもちまして「令和4年度第1回理事会」を終了いたします。
本日は、ありがとうございました。

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第34条の規定により、ここに署名する。

本部町長

平良武康

北中城村長

比嘉孝則